## 「有明広域行政事務組合火災予防条例」の

## 一部が改正されました

今回の改正は、近年の自動車燃料事情の変化により、電気自動車の普及や充電時間の短縮、また搭載バッテリーの大型化に対応するため、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号。)に規定されている急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるとともに、これまでの規定についても火災予防上必要な措置の見直しを行うため、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準について、所要の規定の整備を図ったものです。

これに伴い、これまで急速充電設備としての届出は不要でしたが、令和3年4月 1日から、全出力50キロワットを超える急速充電設備については届出が必要となります。

改正内容の詳細等につきましては、下記まで おたずねください。

消防本部予防課 0968-73-5273 荒尾消防署指導課 0968-63-1121 玉名消防署指導課 0968-73-7117

